

船舶燃料油類購入仕様書

1. 目的

この仕様書は、下記船舶の運航に必要な燃料油類を購入することを目的とするものである。

2. 品目、規格及び数量

品 目	規 格	単 位	見 込 数 量	見 込 配 分 先
A 重油	JIS K2205 1種	キロリットル	3 4 0 K L	フェリーとかしき

※見込数量は契約期間内において「フェリーとかしき」が供給を受ける予定を示したものであるから、増減を生じることがある。

品 目	規 格	単 位	見 込 数 量	見 込 配 分 先
軽 油	JIS K2204	キロリットル	6 5 5 K L	マリンライナーとかしき

※見込数量は契約期間内において「マリンライナーとかしき」が供給を受ける予定を示したものであるから、増減を生じることがある。

3. 納入指定場所及び納入方法

那覇泊港において、渡嘉敷村の要求する時間・数量をその都度、速やかに上記船舶の船内タンクに積込み納入するものとする。なお、納入方法については法令を遵守し実施することとし契約締結した業者は泊港での燃料給油に立ち会うこと。

納入回数については、原則、「フェリーとかしき」は毎月2回～3回給油、「マリンライナーとかしき」は毎日1回～2回給油とする。ただし、航海の都合で変更する場合もある。

4. 納入期間

令和8年10月1日～令和9年3月31日までとする。

5. 価格変動による契約額の変更

契約締結日から一ヶ月間は契約単価が変更出来ないものとする。但し、円高、円安及び産油国に於ける原油価格の急激な変動等により、元売り価格に変動が生じた場合は、その価格変動中の枠内で甲乙協議のうえ、価格を改定することができる。

上記に定める期間を除き、元売り価格が税抜き3円以上変動した場合は、甲乙協議のうえ価格を改定することができる。

6. 検 査

渡嘉敷村が必要と認めた都度、納入業者は納入燃料に対して分析試験を行う。
その結果が不合格と判明したときは、納入業者は渡嘉敷村の指示に従うものとし、指示された事項は速やかに執り行うものとする。

検査に要する一切の費用は、納入業者の負担とする。

7. 検査成績表

渡嘉敷村の指示する場合、納入業者は契約締結後、速やかに社内検査成績表を2部提出して検査職員の承認を得るものとする。

8. 代金の請求及び支払い

渡嘉敷村は、納入業者が油類を納入し、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を納入業者が指定した金融機関の口座へ振込み支払う。

9. その他

(1) 入札時の単価は、1リットルあたり消費税抜きとする。

(2) この仕様書に定めのない事項については、契約者間の協議によるものとする。